

報 告

岡山県教育委員会規則の一部改正等について

このことについて、岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和42年岡山県教育委員会規則第12号）第3条第3項の規定に基づいて、別添のとおり専決処理しましたので報告します。

令和5年4月7日

岡山県教育委員会教育長
鍵 本 芳 明

教育委員会規則等改正等一覧

1 改正内容

改正する規則等	主な改正内容	頁
①岡山県個人情報保護条例施行規則【全部改正】 (平成14年岡山県教育委員会規則第15号) (全部改正後の規則名) 個人情報の保護に関する法律施行細則	<p>(R5. 4. 1施行)</p> <p>従前は各地方公共団体ごとに条例等で定めていた個人情報保護制度について、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正により、制度の法令根拠が、全国的な共通ルールを規定した法に一本化されたため、従前、個人情報保護条例の施行に必要な事項を規定していた岡山県個人情報保護条例施行規則を全部改正し、法の施行規則として制定する。 また、制度の法令根拠が法となったことに伴い、従前、個人情報保護条例を根拠として引用していた条文について、当該箇所を法とする等所要の改正を行う。</p>	2
②岡山県教育委員会の公印の寸法及び管理に関する規程【一部改正】 (昭和32年岡山県教育委員会規則第1号)		5
③岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則【一部改正】 (昭和42年岡山県教育委員会規則第12号)		6
④岡山県教育委員会文書規程【一部改正】 (平成8年岡山県教育委員会訓令第3号)		7
⑤簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定【告示廃止】 (平成14年岡山県教育委員会告示第6号)		8

2 施行期日

令和5年4月1日

(目次) 個人情報の保護に関する法律施行細則 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会規則第七号

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

個人情報の保護に関する法律施行細則

岡山県個人情報保護条例施行規則 (平成十四年岡山県教育委員会規則第十五号) の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令 (平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号) 及び個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和四年岡山県条例第五十号。以下「条例」という。) に定めるもののほか、政令第二十八条第四項の規定により地方公共団体の規則で定めることとされている事項及び岡山県教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務簿)

第二条 教育委員会は、法第七十四条第二項第九号に規定する個人情報ファイル (法第七十四条第二項第一号から第八号まで及び第十号並びに法第七十五条第三項に規定する個人情報ファイルを除く。) について、次に掲げる事項を記載した帳簿 (以下「個人情報取扱事務簿」という。) を作成しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 教育委員会は、前項に規定する個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報ファイルについて、個人情報取扱事務簿を作成しなければならない。
- 3 教育委員会は、個人情報取扱事務簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報取扱事務簿を修正しなければならない。
- 4 教育委員会は、第一項に規定する個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルに係る個人情報取扱事務簿を削除しなければならない。

(電磁的記録の開示方法)

第三条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
 - 二 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法
- 2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク (日本産業規格 X 〇六〇六 及び X 六二八一 又は X 六二四一 に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

(送付に要する費用の納付方法)

第四条 政令第二十八条第四項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(写しの交付に要する費用の額等)

第五条 条例第三条第二項の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とする。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた行為に係るこの規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第五条関係)

公文書の種類	写しの交付の方法	金額
一 文書、図画又は写真	イ 乾式複写機による写し	一枚につき十円。ただし、多色刷りのものにあつては、一枚につき五十円
	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	写しの作成に要する費用に相当する額
二 ビデオテープ	イ ビデオカセットテープに複製したもの	一卷につき百十円
	ロ ビデオカセットテープ以外に複製したもの	写しの作成に要する費用に相当する額
三 録音テープ	イ 録音カセットテープに複製したもの	一卷につき九十円
	ロ 録音カセットテープ以外に複製したもの	写しの作成に要する費用に相当する額
四 電磁的記録(二の項又は三の項に該当するものを除く。)	イ 印刷物として出力したもの	一枚につき十円
	ロ 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百	一枚につき四十円

	二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	
	ハ 光ディスク(日本産業規格 X 六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	一枚につき五十円

備考

- 一 一の項イの場合において、画面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
- 二 一の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格 A 列三番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格 A 列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和二十二年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第六号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第三号）の一部を次のよ
うに改正する。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

第九条中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）」を「個人情報
の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(目次) 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定の廃止

◎岡山県教育委員会告示第四号

簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定(平成十四年岡山県教育委員会告示第六号)は、廃止する。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。